

九運総務第63号の2 令和3年7月9日

関係各位

九州運輸局長(公印省略)

「青い羽根募金活動」に対する協力依頼について

標記について、国土交通省大臣官房長より別添のとおり通知がありましたので、この趣旨をご理解のうえ貴傘下会員に対し周知方よろしくお願い致します。



国官総第50号令和3年7月7日

本省局長等 殿 地方局長等 殿 独立行政法人の長 殿

国土交通省大臣官房長 (公印省略)

「青い羽根募金活動」に対する協力依頼について

標記について、別紙のとおり海上保安庁長官から協力依頼がありましたので、貴所属職員に対し周知願います。



保警救第 22 号 令和 3 年 6 月 23 日

海上保安庁長官



「青い羽根募金活動」に対する協力依頼について

平素より海上保安業務に格段の御理解と御支援を賜り、厚く御礼申し上げます。さて、標記につきまして、公益社団法人日本水難救済会会長から別添「『青い羽根募金活動』へのご協力のお願いについて」(令和3年6月8日日水救第74号)にて依頼を受けました。本募金活動は、海で遭難した人々の救助をボランティアで行う救助員の活動を支援することを目的として、昭和25年から開始されたものですが、例年、7月1日から8月31日までを「青い羽根募金強調運動期間」として活動を特に強化しているところです。

当庁におきましては、同会の水難救済活動が、我が国沿岸海域における海難救助体制の一翼を担う重要なものと認識しており、趣意に賛同し、積極的に本活動に協力することとしております。

つきましては、貴職におかれましても、趣意を御理解いただき、感染症拡大防止に御配慮の上、貴省庁及び地方支分部局並びに関係機関・団体の職員に周知していただく等、格別の御協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

海上保安庁 長 官 奥 島 高 弘 殿

公益社団法人 日本水難救済会 会 長 相 原 力

「青い羽根募金活動」へのご協力のお願いについて

謹啓 初夏の候 益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

貴庁におかれましては、平素から本会の事業の推進について格別のご指導とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

昨今の海難の状況は、漁船海難に加えレジャー活動に伴う海難が多発しており、かつ、小型船舶による事故が全体の7割を超え、これら船舶事故の約9割は陸岸から12海里未満で発生していることから、沿岸部における救助体制の強化を官民一体となって効率的に推進することが求められています。

また、最近では、日本各地で甚大な被害を及ぼした異常気象等による自然災害 も散発していることから、臨海地域や沿岸海域における災害救援体制の充実強化 に寄せる地域の期待は大きいものがあります。

このような状況の中で、沿岸海域における国や地方自治体の公的な救助体制を補完する役割を担っている本会としては、より活発な水難救済事業を展開するため、貴庁のご指導の下、救難拠点の空白海域における救難所・同支所の整備強化を推進しており、令和2年度末では1,318カ所の救難所・支所が整備され、また、救難所員も約5万1千名と、沿岸部における海難救助体制は着実に整いつつあります。

これら組織による水難救済事業に支障を来たすことのないように救助資器材等の整備維持管理を充実するとともに、さらに体制の充実・強化を図らなければなりません。

このためには更なる資金の確保が急務であり、本会では、感染症拡大防止に配慮しつつ、本年度も周年を通じて青い羽根募金活動を進め、特に7及び8月を「青い羽根募金強調運動期間」として全国的に活動を展開し、例年にも増して募金活動を強力に推し進め資金造成に努めることとしております。

つきましては、この事業の実施にあたりまして、誠に勝手ながら本年度も貴庁の絶大なご指導とご支援を賜りますよう、何卒よろしくお願い申し上げます。

敬白

青い羽根募金について



青い羽根募金強調運動期間:7月1日~8月31日 青い羽根一斉着用キャンペーン期間:7月1日~7月20日

青い羽根募金とは

海で遭難した人々の救助を行う約5万1千人のボランティア救助員の活動を支援することを目的として、「公益社団法人日本水難救済会」が昭和25年から青い羽根募金活動を行っています。

青い羽根募金は、海難救助活動に必要なライフジャケットやロープ等の救 助資器材の購入や救助訓練に必要な資金として使用されています。

令和2年度募金総額 83,104,738円



青い羽根募金の活動

■ 各地での募金活動

公益社団法人日本水難救済会は、全国40ヶ 所の地方水難救済会と、全国的な運動を展開し ています。

■ 募金支援自動販売機の設置

売上金の一部が青い羽根募金に還元される自動販売 機の設置の拡大を図っています。

では、 ・ では、 ・

■ 募金額実績

The second secon	and the standard and the second of the secon	The second process and	The state of the s	
/s= 645	平成28年度 平成2		70V6=155	A series de de
馬馬				Salt III Part of the salt of t
				1 1 1 1 1 1 1
	💼 transa kalangan sama Arring bahasa sa Kasar Bahasa Arring bahasa sa ma	and we make a former with Associated from Association (Association)	a de la companya de	Section of the second section of the second section is the second section of the second section of the second section section of the second section se
45- A 65- / Co 65- A				
	89, 693 88,	1/h 86	295 85 905	83 105
	00,000	. ,	200 00,000	00, 100

組織

公益社団法人日本水難救済会(東京都千代田区麹町)

地方水難救済会 臨海都道府県 40組織

救難所・支所 約1.300所

救助員

約5万1千人

活動

〇 海難救助

漁業や会社員などの職業を持つボランティア救助員により海難救助を 行っている。明治22年の設立以来、救助人員は197,908人、救 助船舶数は40,533隻を数えます。(令和2年12月31日現在)

〇 洋上救急

遥か洋上の船舶内で傷病者が発生した場合に、海上保安機関等と協 力して医師、看護師等をその船舶まで派遣し、応急治療を行いつつ、 最寄りの病院に搬送する「洋上救急」を運営している。昭和60年に 洋上救急が開始されて以来、出動件数は939件、救助人員972人 を数える。(令和2年12月31日現在)

〇 水難救済思想の普及

全国各地で小中学生だけでなく一般市民を対象に、海の事故を防ぐ ための知識や技能を体得する「海の安全教室」を開催している。

海難救助実績

暦年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年
救助人命(人)	423	275	319	386	336
救助船舶(隻)	136	114	131	144	124

救助·訓練活動状況













公益社団法人日本水難救済会では、会員会費や青い羽根募金のほか、公益財団法人日本財団をはじめ 公益財団法人日本海事センター、海運・水産関係団体等の助成金、補助金をもって活動しています。



青い羽根募金事業趣意書

海で遭難した人々の救助を行うボランティアを支援する団体、それが公益社団法人 日本水難救済会(マリンレスキュージャパン)です。

明治 22 年設立以来 132 年の間に救助した人命は 197,908 人、救助した船舶は 40,533 隻を数えています。(令和 2 年末現在)。

現在、全国津々浦々に設置された合計約1、300ヶ所の救難所・支所に所属しているボランティア救助員約5万1千人は、漁業や会社員などの職業を持った方々で、海難救助に向かう時は、身を危険にさらしながら人命救助を行っています。

公益社団法人日本水難救済会はこのようなボランティアを支援して、海の犠牲者ゼロを目指して活動を続けている団体です。

海難救助は、厳しい条件の中で行われるため、安全かつ迅速な救助活動を行うことができるよう救助員は、常日頃から組織的な訓練を行うとともに、ライフジャケット、ロープ等の救助資機材の整備も必要です。さらに救助船の燃料等も必要となります。

このため日本水難救済会は、その活動資金を確保するため毎年、青い羽根募全活動を行い、広く国民の皆様からのご寄附をお願いしております。

いただいた寄附金は部外の有識者にも参画いただいている運営協議会の審議を経て、 計画的かつ有意義に活用されています。

青い羽根募金活動は周年行われていますが、本年も7月22日「海の日」を中心に7、8月の2カ月間を強調運動期間として全国的に募金活動を展開いたします。

海の犠牲者の皆無を目指して活動している公益社団法人日本水難救済会の事業に深いご理解とご支援をお願い致します。

なお、公益社団法人日本水難救済会は、所得税法及び法人税法に基づく「特定公益 増進法人」であることから、青い羽根募金は、個人では所得控除又は寄附金特別控除 (税額控除)が、また、法人では、法人税の税法上の優遇措置が受けられます。



海の救難ボランティアを支える「青い羽根」

公益社団法人 日本水難救済会

会長相原

